

茨城県知事

橋本 昌 様

日本共産党茨城県委員会
委 員 長 田谷 武夫
県議会議員 山中たい子
県議会議員 江尻 加那
県議会議員 上野 高志

2017年度の県予算編成並びに施策にたいする重点要望書

安倍内閣は国民多数の声を踏みにじり、憲法違反の安保法制（戦争法）を強行しました。

「アベノミクス」から4年が経ち、県民の暮らしは疲弊する一方です。

2015年8月に実施された県政世論調査では、暮らし向きについての問い合わせ、「苦しくなった」「やや苦しくなった」が34.1%にのぼり、その理由として「出費が増えたため」「物価が上がったため」と答えています。「不景気（倒産、経営不振、解雇など）のため」と答えた県民も2.2%増加しています。

東日本大震災から5年8ヶ月、2015年台風18号による関東・東北豪雨災害から1年2ヶ月が経ちました。生活の再建も、地域再生の取り組みも立ち遅れています。福島原発事故も未だに収束の見通しが立たず、放射能汚染への不安を広げています。

いまこそ、「住民福祉の増進」という、自治体としての役割を県政運営の基本に据えることが必要です。全国8位の財政力を、遅れている福祉・医療の充実、県民生活の支援に充てるべきです。大型開発優先から脱却し、産業政策を内需拡大に転換し、公共事業を生活密着型に切り替えることを求めます。

2018年11月には、東海第2原発が運転40年を迎えます。停止中の現在でも、たびたび事故が発生し、「原発はいらない」が県民多数の声となっています。知事は再稼働を認めないことを表明し、廃炉を決断すべきです。

以上の立場から、来年度の予算編成にあたっては、県民生活と地域経済の現状を踏まえ、暮らしと福祉、中小企業と農林水産業への支援、教育条件の整備などを重点とするよう求めます。

以下、重点項目を要望いたします。

[2017年県予算要望 目次]

[1] 2015年台風18号の豪雨災害に対する要望	3
[2] 原発の再稼働中止、「即時ゼロ」を決断し、自然エネルギーに転換する	4
[3] 医療・介護・福祉の充実をはかる	6
[4] 暮らしと雇用をまもり、中小企業を支援する	10
1. 雇用を確保し、暮らしをまもる	10
2. 中小企業・自営業者、商店街の支援	11
[5] 地域農業を再生し、食料自給率を向上させる	12
[6] 公共事業を大型開発優先から生活密着型に転換する	13
[7] 環境をまもり、安心して暮らせる地域・街づくりをすすめる	13
1. 鉄道・交通関係	13
2. 道路整備	14
3. 河川整備	14
4. 環境問題	14
5. まちづくり	15
[8] すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障する	16
[9] 地方自治を守り、県民本位の財政を確立する	18
[10] 県政に憲法を生かし、平和と民主主義をまもる	19

[1] 2015年台風18号の豪雨災害に対する要望

鬼怒川の堤防が決壊し、常総市を中心に甚大な被害をもたらした関東・東北豪雨災害から1年2か月が経過しました。鬼怒川堤防の復旧・強化工事がおこなわれています。被災者救済に向け、本県独自の災害対策が実施されましたが、復興はいまだ道半ばの状態です。さらなる県の取り組みと支援を強く求めます。

(1) 実態把握

災害関連死を含め、発災から1年2ヶ月経った常総市等被災地の暮らしと生業の実態把握を行う。

(2) 住宅再建への支援強化

①被害認定基準を水害の実態に見合ったもの(床上浸水以上は大規模半壊または全壊)に改善する。平成16年内閣府通知「水害被害認定」は、「畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、浴槽などの水回りの衛生施設または全壊に該当することになるものと考えられる」とあり、周知・徹底する。この通知に沿って、半壊世帯の認定や認定からもれた床上浸水世帯について、希望する場合は再調査を実施する。

②水害被害の支援制度について、制度の速やかな改善を国に要請する。

ア) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度(現在の支給額 57.6万円限度。所得制限あり)の支給額増額と資力要件を撤廃する。被災者が応急修理を発注して支払い済みの場合もさかのぼって支給する。

イ) 被災者生活再建支援制度(現在の支給額/半壊=なし、大規模半壊=150万円程度、全壊=300万円限度)を被害の実態に見合った額に引き上げる。床下浸水も同様とする。

(3) 被災世帯に対する国民健康保険税、介護保険料の減免

「全壊」「大規模半壊」に限らず、全ての被災世帯に対し減免する。医療費や税の減免措置など全国各地で実施されている優れた制度を把握し、市町村に周知して実施できるよう財政支援を行う。

(4) 農家への支援

「被災農業者向け経営体育成支援事業」によって農機具は支援されたが、被害を受けた軽トラックへの補助も同様に行うよう国に求める。軽トラックは農作業に欠かせない農家の必需品である。

(5) 中小企業経営者等への支援

①中小企業の再建に対し、本県は50万円の補助を行ったが、被害の規模は数百万円にものぼる企業も少なくない。常総市において商店の廃業が40件である。県として直接補助を増額するとともに、「グループ補助」の実施を国に求める。

②個人経営病院への補助がわずか50万円では再建は不可能である。補助額を抜本的に引き上げるとともに、国に支援を要請する。中小企業に対して融資ではない直接補助制度をつくるよう国に求める。

③豪雨災害によって生じたゴミであるにも係わらず事業者負担となっている。一刻も早く処理できるよう、自治体を指導するとともに事業者を支援する。

ア) 常総市は、午後4時終了のゴミ処理場において4時10分まで10分間だけ受け入れている。水害被害によるものであり、時間制限を撤廃する。

イ) 処理しきれないゴミの置き場を公的施設で確保する。

ウ) 20円/kgは負担が大きすぎる。災害ゴミであり無料で引き取る。

(6) 堤防の強化策

常総市上三坂等では、鬼怒川の堤防裏面が崩れ決壊して大惨事となった。「激甚災害対策特別緊急事業」として5年間で行われる堤防強化策について、堤防裏面に遮水シート、遮へいコンクリート等の工事を追加すること。国に対しダム建設ではなく、堤防整備と河道掘削などの河川整備を優先するよう求める。

[2] 原発の再稼働中止、「即時ゼロ」を決断し、自然エネルギーに転換する

(1) 東海第二原発

①東海第二原発の適合性審査のとり下げを日本原電に要請する。老朽化原発特有の課題ともいえる「非難燃性ケーブルの難燃化対策」について、原子力規制委員会から疑義が呈されている。

②東海第二原発は、2018年11月に営業開始40年になり、「運転期間延長の認可申請」をしないよう日本原電に要請する。東日本大震災で被災し、圧力容器の劣化も懸念される。東日本大震災後は、茨城県を震源地とする地震が頻発しており、原発事故への不安は計り知れない。

③燃料プールにある核燃料を早急に乾式キャスク保管に移すよう事業者に求める。

④安全協定の拡大、見直しを進めるよう事業者に働きかける。

(2) 避難計画

東海第二原発は、半径30キロ圏に100万人が暮らす人口密集地であり、昨年3月策定の県広域避難計画にもとづき、東海村、水戸市、ひたちなか市で避難計画案を公表した。

東海第二原発の再稼働を前提にした過酷事故想定の避難計画づくりをやめる。県民の広域的、長期的避難のリスクを低減するためにも、原発の廃炉を求める県の姿勢を明確に示す。その上で、原発の廃炉措置期間に起こりうる事故や、原発関連事業所における事故に対応する避難計画づくりを進める。原発事業者にも計画策定に対する責任を求める。計画内容に地域住民の多様な意見を反映させ、住民参加の避難訓練を実施して、くり返し計画内容を検証する。とくに、要援護者の避難援助体制や、子ども・妊産婦を被ばくさせない措置を講じる。避難先となる自治体の受け入れ体制について市町村任せにせず、複合災害をも想定した実効性ある計画づくりを進める。

(3) 東海原発のL3廃棄物処分

①東海原発の放射性廃棄物L3素掘り埋設設計画は認めない。原子力規制委員会は日本原電に対し、200項目を超える質問事項を示して不十分さを指摘している。漁業関係者や住民から不安の声、「これ以上、海を汚すな」という声が広がっている。埋設を許可しない。

②日本原電は、JPD-Rの埋設実験結果をもって「安全宣言」をしているが、規模も内容も大きく違い、県民の不安は払拭されていない。地下水、大気、海水、人への影響を、独自に審査し公表する。

③「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」では、コバルト60、ストロンチウム90、セシウム137の3種に限って放射性濃度（ベクレル/kg）の上限値を規定しているが、その他の核種については規定されていない。トリチウム、カーボン、クロル等考えうる全核種について、それぞれ限界値を示し規則の抜本的改正を行う。

④一時保管の考え方により、監視者が内部に入って保管状況を確認可能とし、雨水・海水等水対策、地震対策、突風・竜巻等風対策を十分行った遮断型構造による施設で管理する。

(4) 日本原子力研究開発機構の再編

①もんじゅの廃炉方針が示されたもとで、高速増殖炉の燃料となるMOX燃料を製造する工場と、東海再処理施設は廃止にするよう日本原子力研究開発機構に求める。

②実験炉「常陽」の再稼動申請はやめさせること。再稼動しない場合でも、常陽の原子炉事故を想定した防護措置について、広域避難計画を県の指示のもと策定する。

③東海再処理工場の事実上の廃止が、日本原子力開発機構検証委員会で報告された。核燃料サイクルから手を引き、高レベル廃棄物の処理は県民合意のもとで行う。

(5) 県原子力関係職員

県の原子力関係職員に高い技術能力を持たせる。6月に東海第2原発で廃液漏れがあり、その報告書が日本原電から提出されたが、廃液漏れの調査段階で分かった問題点、タンク液位の計測法が充分でなかったこと、オーバーフロー配管やドレーン配管などの管理がずさんだったなど、甘い認識の報告書であった。改善を指摘できるよう安全向上を図れる職員体制を構築する。

(6) 県原子力安全対策委員会

県原子力安全対策委員会のメンバーの中には、福島原発事故に係わった専門家もおり、科学的、技術的見識を持った批判的な委員も入れる。原発推進関連企業から研究費名目で献金を受けている委員は選任しない。

(7) 福島原発事故から5年9ヶ月になるが、県内には3,700人を超える被災者が先の見えない避難生活を強いられている。国と福島県が原発事故による避難区域外からの避難者への応急仮設住宅（「みなし仮設」含む）の無償提供を来年3月で打ち切ろうとしている。住宅の提供等、支援の継続を国と福島県に要請する。

(8) 指定廃棄物

- ①環境省は、「1県1箇所」の従来方針を変更し、県内における指定廃棄物の分散保管を認めた。遮断型の一時保管施設の早急な整備と安全管理に万全を期すよう国に要請する。
- ②那珂久慈流域センターや園芸リサイクルセンターの保管施設はテント倉庫であり、堅牢な施設とはいえない。コンクリート製の施設に保管するよう国に求める。
- ③守谷市にある常総地方広域市町村圏事務組合・常総環境センター内に保管されている指定廃棄物について、鬼怒川水害の教訓も踏まえ、現在の方針の下で少なくともハザードマップにある冠水に耐えられる高さにかさ上げするよう国に求める。

(9) 子どもの健康調査

福島県で実施された子どもの甲状腺検査により、175人ががん、又はがんの疑いありと診断されている。茨城県南地域は事故当時、放射能のホットスポットとなり、水道水に多量の放射性ヨウ素が含まれ、特に小さな子どもを持つ親の不安が広がっている。

独自に健康調査を実施した北茨城市では、その費用が「震災復興特別交付税」で措置されている。保護者の不安払拭のために子どもの健康調査を実施する。

[3] 医療・介護・福祉の充実をはかる

(1) 子どもの医療費助成

- ①子どもの医療費助成は高校卒業まで拡大する。当面、通院・入院とも中学卒業まで所得制限も窓口負担もない完全無料化を図る。国に制度化を求める。
- ②医療費助成自治体への国庫負担減額のペナルティーは撤廃するよう国に求める。

(2) 児童養護

- ①児童虐待防止対策を強めるため、保育所や学校、病院、児童相談所、保健所、子育て支援センター、児童養護施設など、子どもにかかる専門機関の連携を強める。中核的役割を担う児童相談所での相談支援体制を充実させるために、職員の抜本的な増員と専門性向上のための研修を充実する。
- ②児童相談所や児童福祉施設、小児病院や保健所、子育て支援センターなどが連携して、親への支援をつよめる。乳児院、児童養護施設などの職員配置の改善・増員と負担軽減、施設の改善、小規模化、家庭的養護を進めるとともに、本県の児童養護施設（18施設）の大幅定員削減計画は見直す。
- ③施設や里親で暮らす子どもたちの教育、進学への支援をつよめるとともに、18歳以上の継続措置を柔軟にすすめながら、進学や就職への安定的な自立援助を保障する。

④里親制度を、より使いやすい制度に改善し、相談、里親同士の相互交流、児童相談所・学校などとの連携強化など里親への支援をつよめる。

⑤2015年9月に起きた水戸市での3歳児虐待死亡事件について、県として事故要因を教訓とした体制改善、再発防止を図るとともに、検証委員会で丁寧で具体的な検証を行い結果

を公表する。

(3) 保育

①認可保育所の増設をすすめ、待機児童（H28.4.1現在382人）をなくす。潜在的待機児童の実態を市町村との協力で把握し、整備計画に反映させる。

②小規模保育所や家庭的保育において、保育士資格や施設の要件緩和などによる質の低下を招かないよう、基準を改善する。

③公立保育所が減っている大きな原因は、国が保育の負担金を「一般財源化」の名でなくしてしまったことにあり、国庫補助の復活を国に求める。本県の公立保育所が10年間で53カ所も減少しており、市町村が公立保育所の建替えや増設を進められるように、県の役割を果たす。

④障害児や発達障害の子どもの保育に対する県補助を創設し、市町村補助の格差を是正する。

⑤高すぎる国の保育料の基準額を改善し、保育所、幼稚園の保育料の父母負担を引き下げるよう国に求めるとともに、県独自の多子世帯への保育料負担軽減策をさらに拡充する。

⑥保育士賃金の引き上げや、保育士確保のための県施策を拡充する。賃金を緊急に5万円引き上げ、5年で10万円の引き上げを実現し全労働者との賃金格差を是正する。

⑦保育士の配置基準見直しを国に求めるとともに、保育士加配のための県補助を実施して労働条件を改善する。保育士の研修や仕事の準備、事務の時間確保ができる運営費に改善する。保育士自身が結婚・子育てしながら働き続けられる保育現場をつくる。

⑧非正規の保育士が増えて、担任まで非正規保育士ということが珍しくない。非正規職員の正規化をすすめるとともに、均等待遇をはかれる運営費を確保する。

⑨県独自の産休代替制度について、出産一時金は代替が見つかれば100%出されるが、見つからない場合は60%のみであり、改善する。

⑩認可外施設を利用する子どもの保育料の軽減制度をつくる。つくば市内の認可外施設で起きた幼児死亡事故を教訓に、県が県内施設の設置・運営状況を把握できる仕組みをつくるとともに、保育の安全を確保する取り組みを進める。

⑪石岡市立第1・第2保育所は老朽化により、東日本大震災の被害を受けて石岡小学校の空き教室を利用した暫定的な保育事業が続いている。早期新築のために、公立保育所建設に補助を実施する。

(4) 学童保育

①共働き世帯やひとり親家庭が増えており、子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせる学童保育をいっそう拡充する。

②学童保育の待機児童を毎年公表するとともに、潜在的な待機児童を把握して施設整備に反映させる。

③「子ども・子育て支援新制度」のもとでも、施設の改善・拡充、高学年児童や障がい児の受け入れなど市町村まかせのため、施設・運営面での自治体間格差が広がっている。児童福

祉法改定で対象が小学6年生まで拡大されたが、施設や指導員の不足を理由に利用が制限されている。入所要件を満たす全ても子どもが利用でき、毎日の生活の場にふさわしい安全で楽しい施設・設備に改善する。

④利用料の軽減に対する県補助を実施し、低所得世帯やひとり親家庭、多子世帯の学童保育料の負担を軽減する。

⑤指導員の正規化・労働条件の改善、複数配置をすすめられるよう、運営費を増額する。

⑥すべての子どもを対象とした「放課後子ども教室」と「学童保育」は一体化ではなく、それぞれ充実させつつ、連携強化を図る。

(5) 生活保護制度

①生活保護制度改悪（母子加算の削減、基準引き下げ、扶養義務の強化、住宅扶助費引き下げ、冬期加算の引き下げ等）の中止を国に求める。

②生活困窮者学習支援事業への国補助は2分の1である。生活困窮の負の連鎖を断ち切るためにも全額補助に戻すよう国に求めるとともに、県の独自補助を実施する。

③生活保護利用者の自動車保有条件を拡大する。就労や通院、保育所の送迎なども車保有の対象とする。

④扶養義務調査は、親族と生活保護利用者の関係を悪化させ、生活保護の新規受給を抑制している。嘱託職員の手当は国補助が出ており、親族の関係を悪化させる扶養義務調査を中止するよう国に求める。

(6) 障がい者福祉

①障害者総合福祉法は基本合意に沿って改正し、負担の大きい応益負担を見直すよう国に働きかける。

②障がい者入所施設を市町村単位に設置する。公立を基本とし、社会福祉法人による設立も考える。県南では高齢となった保護者から「度々会いに行かれるよう身近な場所にほしい」という声が出されている。

③障がい者が地域で自立した生活ができるよう、身近な所にケアホーム・ショートステイ、グループ入所施設の充実を図る。

④災害時の障がい者の避難場所（福祉避難所）を地域に設置する。現在は障がい者、肢体不自由者、高齢者を除いた計画になっている。障がい者施設や介護施設にスプリンクラーの設置義務がない。県補助を創設し、安全を最優先する。

⑤障がい者1、2級所持者の自宅改造のためのリフォーム補助制度を創設する。住宅備品は下肢障害、養育手帳Aなどに限られている。

⑥難病患者に対し、所得によって自己負担があるので無料に戻す。また、特定疾患の指定拡充を国に求める。県の独自補助を創設する。

(7) 精神障害者の交通運賃割引制度

精神障害者も身体・知的障害者と同等に、JR・TXなどの交通機関の運賃割引制度の適

用を国に求める。県としてJRやTXに申し入れる。

(8) 医療制度

①県の「地域医療構想」について、「機械的な病床削減を求めるものではない」としているが、医療給付費削減のために病床の整理・淘汰をすすめ、入院患者の“追い出し”を強化することが不安視されている。現状約2万7千床の許可病床を、2025年に約2割減の2万2千床弱とする必要病床算定を押し付けることなく、必要な医療体制の維持・拡充を図る。

②本県の医師、看護師をはじめとする医療従事者の人口10万人当たりの人数は全国平均を大きく下回っている。在宅医療を含め、医師、看護師不足を解消して地域医療を立て直す。分娩ができる産婦人科が減少し続けていることに対し、少子化対策の課題からも解決を図る。

③医療制度改悪による療養病床廃止の見直しを国に求める。

④肺炎球菌の予防接種は65才以上1回ではなく、回数を増やす。

⑤ジェネリック薬品を推進するよう各医療機関に求める。

(9) 国民健康保険

①「国保の都道府県化」に反対し、国庫負担の大幅引き上げを国に求める。県補助を復活し、高すぎる国保税の引き下げを図る。

②2015年度から実施している「低所得対策の強化」の財政支援（約1,700億円）は、増額を国に求める。

③滞納世帯への延滞金はやめ、滞納者に対しては丁寧な相談業務を行う。

④医療費助成に対する県内市町村のペナルティー額を明らかにし、その廃止を国に求める。

⑤補足給付（ホテルコスト・食費軽減）対象者への「預貯金」「遺族年金・障害者年金受給」の写しを提示するなどの対象要件は廃止するよう国に求める。

(10) 全県のドクターヘリ体制を拡充する。県南は千葉県の北総病院に年間70件も移送している。

(11) 介護保険制度の改善

①要介護1、2も養護老人ホームに入所できるよう独自制度を設ける。

②要支援への介護保険外しを中止するよう国に求める。

③介護報酬の引き下げをやめ、介護保険料・利用料の軽減を図る。

④介護士の賃金引き上げのため、県として独自の補助制度を創設する。介護士をめざす若者に給付制の奨学金制度を確立する。介護資格取得貸付制度は給付制にする。

(12) 後期高齢者医療制度

①保険料の9割軽減措置を継続し拡充する。

②一部自己負担3割が本人申請により1割となる。しかし、後期高齢者は手続きが困難であるため、申請しなくても対応できるよう改善を図る。県広域連合や国に申し入れる。

③後期高齢者医療保険料の滞納に対する延滞金は廃止する。

(13) 児童扶養手当の拡充

公的年金は労働者が老後の生活のためにかけていたものであり、公的年金と児童扶養手当

の併用支給を行う。

(14) 動物愛護

県動物指導センター（笠間市）における犬の殺処分件数は全国ワースト2位であり、避妊のための費用助成を行う。

[4] 暮らしと雇用をまもり、中小企業を支援する

1. 雇用を確保し、暮らしをまもる

(1) 雇用対策

- ①若者雇用対策法に基づく中小企業認定制度の普及活用を図ること。
- ②貸付制度となっている「介護福祉士就学資金貸付費」「保育士修学資金等貸付費」は、本県内に就職した時点で給付制とする。
- ③非正規労働者を正規化した場合の、企業への直接支援を充実させる。
- (2) 労働者の解雇が自由になる「限定社員制度」、残業代ゼロなどの労働法制の改悪に反対し、不当解雇、大リストラなどが自由にできないよう、解雇規制法の制定を国に求める。
- (3) 「派遣切り」「雇い止め」、不当なリストラをやめさせる行政指導を強化する。雇用維持に最大限に努力するよう、経済団体、主要企業に要請する。
- (4) 若者を違法な労働条件で働かせる、いわゆる「ブラック企業」について、労働局とも連携し、県として実態把握を行い、企業の違法行為を根絶させるために取り組む。「知って得する8カ条」を若者向けに増刷配布し、働く者の権利を周知する。
- (5) 若者の就労支援と不安定雇用を改善する。県内の企業、事業所に正規雇用を強く要請し、若者を雇用した中小企業に就職奨励の助成制度をつくる。若者向け職業訓練の実施、資格取得のための奨学金制度を創設する。
- (6) 新卒者の就職支援を強める。卒業後3年間は「新卒扱い」として就職斡旋の対象とし、就職活動でも差別しないよう企業や大学に要請する。就職できなかった高卒者に対して臨時雇用などの対策を講じる。
- (7) 学生アルバイトに違法・無法な働き方を強いる悪質なバイト——「ブラックバイト」対策を強める。県の労働相談窓口を学生向けに充実させる。大学や専修学校にも配布している「知って得する8カ条」で働く者の権利を周知する。
- (8) 労働条件や賃金不払いなどの相談を受ける県の労働相談窓口を拡充する。「いばらき労働相談センター」を充実させ、各地区に相談窓口を復活させる。
- (9) 人手不足が深刻化している福祉、医療、防災、教育などの分野や、自然エネルギーを活用した環境分野の雇用を創出する。県自らが雇用不安をつくり出している県職員・教職員削減計画は中止する。
- (10) 最低賃金を全国一律に時給1000円以上に引き上げるとともに、本県の最低賃金の大 幅引き上げを国に求める。そのために中小企業支援の抜本的拡充を国に求めるとともに、県

としても独自の支援策を講じる。

- (11) 公契約条例を制定し、県発注事業にかかる下請け労働者の低賃金、低単価を改善し、賃金・単価を保障する。県、市町村などの地方公共団体における臨時、嘱託職員の賃金引き上げなど大幅な処遇改善を図る。
- (12) 失業者の生活援助、再就職支援を強化する。失業給付期間の延長、給付水準の引き上げ、受給資格の要件緩和など抜本改善を国に求める。
- (13) 公共職業訓練の拡充を図る。産業技術専門学院、農業大学校は希望者全員を受け入れ、授業料は無料に戻す。

2. 中小企業・自営業者、商店街の支援

- (1) 消費税率10%引き上げは「先送り」ではなく、「中止」を国に求める。中小業者の課税免税点の引き上げ、分納・延納措置を認める。外形標準課税を中小企業まで拡大しないよう国に求める。
- (2) 中小企業・商工業者への金融支援策を拡充させる。県の融資制度や借換制度について、限度額の引き上げや金利の引き下げ、返済期間の延長、貸し出し条件の緩和など、一層の改善を行う。県独自の無担保無保証人融資制度を創設する。市町村の特別小口融資制度の積極的活用へ適切な指導を行う。
- (3) 下請企業への不当な単価切り下げをやめさせる。下請二法を厳格に運用し、緊急相談体制を整えるなど、指導・監督を強化する。
- (4) 生活密着型の公共事業を大幅に増やすことで地元中小企業の仕事を確保する。公営住宅の改修・建設、学校の耐震化・老朽化対策、福祉施設の建設・改修・建て替え、公共施設のバリアフリー化など、県民生活分野の公共事業を優先する。
- (5) 地域経済への波及効果が極めて高い住宅リフォーム助成制度を導入する。市町村で実施している住宅のリフォームや耐震補強、小規模工事者登録制度に対し助成する。また、高知県や高崎市が実施している、住宅リフォーム助成の商店版といわれる「商店リニューアル助成制度」を創設する。
- (6) 入札・契約制度は、中小規模の工事に大手業者の参入を規制する制度に改める。一定金額以下の公共工事の発注は、県内中小建設業者に優先発注する。中小建設業者が受注しやすいよう分離・分割発注をすすめる。
- (7) 県の委託業務・発注工事で働く労働者の労働条件や賃金が適正に確保されるよう、公契約条例を制定する。
- (8) 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分（自家労賃）を経費として認めるよう国に求める。従業員5人以下の小規模事業所の実態調査を行う。
- (9) 商店街活性化のために、公営住宅や福祉施設など、公共・公益施設と組み合わせた商店街づくりを推進する。歩道、照明、駐車場・駐輪場、休憩所などの整備、高齢者への宅配支援、イベント事業などに助成を拡充する。

- (10) 空き店舗を活用しての生鮮品の店の確保や子どもや高齢者の居場所づくり、高齢者・住民への宅配サービスなど、商店街の取り組みや地元農産物の直売所の開設、朝市など農商工連携の取り組みを支援する。空き店舗対策、商店街振興策の拡充を求める。
- (11) 大型店の無秩序な出店から地域商店街や中心市街地を守ること。大型店や大規模集客施設を広域的に調整できる、県独自の条例を制定する。大型店の閉鎖・撤退に事前協議、代償措置を義務付ける。大型店の出店を許可制にするよう国に求める。

[5] 地域農業を再生し、食料自給率を向上させる

- (1) 本県農業に壊滅的な打撃を与えるT P P（環太平洋連携協定）批准を行わないよう国に求める。日本の農業と食料に重大な打撃をあたえるF T A（自由貿易協定）やF T A A P（アジア太平洋自由貿易圏）に反対する。食料主権を保障する貿易ルールを確立し、食料自給率を早期に50%台に引き上げるよう国に求める。
- (2) 農業経営の持続的な再生産を保障させるため、農産物価格を一定の水準で支える価格保障と、農業の環境保全機能などを守る所得補償を抜本的に充実させる。
- (3) 水田による主食用以外の増産に力を入れる。麦、大豆、飼料作物など農家が安心して増産できる条件を整える。
- (4) 県産農産物の消費拡大を図る。県産品の米や農水産物を学校や病院・福祉施設などで積極的に活用する「地産地消」の取り組みを強める。米飯給食を増やし、地元産を活用したパンや加工品の普及・拡大を支援する。朝市や直売所、地域の農産物による加工事業に対する支援を拡充する。
- (5) 中山間地等直接支払制度の恒久化と要件緩和を国に求め、県として中山間地など条件不利地への支援を充実する。
- (6) 農地中間管理機構は、条件のよい優良農地に営利目的の企業が参入しやすい仕組みであり、耕作放棄地の増大や農地の荒廃を食い止めるものではない。貸付先は地域の農業者を優先し、農民代表を機構役員に選任するなど制度改善を国に求める。
- (7) 新規就農者を増やす特別の努力を行う。年150万円を最長5年間支給する青年就農給付金事業は要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にする。60歳以上の定年退職者などにも農業技術の研修や農地の斡旋など就農しやすくするよう支援する。
- (8) 食の安全を守る。食品の検査・監視体制を強化する。牛海綿状脳症（B S E）の全頭検査は国に再開を求めるとともに、県独自で全頭検査を復活・継続する。
- (9) 農産物・畜産物・水産物の放射能汚染検査を継続し、検査体制を強化する。生産者に迅速な補償を国と東電に求める。
- (10) 龍ヶ崎卸売市場(青果)は、卸売業者の経営不振に陥り、開設者である茨城県南流通サービスは閉鎖の方向で進んでいる。生産者・仲卸し業者は存続を望んでおり、支援する。

- (11) 鳥獣害対策を抜本的に強める。防護柵・わなの設置など農家や自治体の取り組み、駆除に参加する獣友会員を支援する。イノシシなどの捕獲に補助制度をつくる。
- (12) 県産材利用促進のため学校や公共住宅など、公共事業への利用を積極的に進める。県産材を使用した住宅建築を支援する。間伐材の利用や木くずの燃料化、バイオマス発電の推進など、新たな事業の促進を図る。
- (13) 県産材利用補助制度の対象人数の拡大と申込基準を見直し、申請条件を拡げる。
- (14) 漁業者の所得補償や販路の確保、地産地消の推進、水産加工の振興に取り組む。

[6] 公共事業を大型開発優先から生活密着型に転換する

- (1) つくばエクスプレス（T X）沿線開発、工業団地、桜の郷整備事業、常陸那珂港臨海土地造成、阿見吉原開発など将来負担を伴う県事業について検証し、見直し・中止を決断する。
- (2) 茨城港常陸那珂港区の中央・南ふ頭建設は中止する。中央ふ頭の一部を埋め立てる新たな工業団地造成は中止する。常陸那珂地区開発は凍結し、県民生活優先の立場から土地利用計画の全面的な再検討を行う。
- (3) 「就航対策」など茨城空港事業への税金投入はやめる。航空会社の損失を税金で補てんする「搭乗率保証制度」の導入は行わない。
- (4) 過大な水源開発を中止する。
 - ①霞ヶ浦導水事業は、過大な水需要に基づく住民負担増や環境悪化などの観点から、事業継続の中止を国に求める。漁業者の同意のない那珂川取水口工事は行わない。
 - ②八ッ場ダム事業は利水・治水とも必要性が失われており、中止を国に求める。計画地の住民への補償と生活再建、地域振興を図るために法律を制定し、施策の具体化を図る。思川開発の中止を国に求める。
- (5) 水の需給計画を県民本位に見直す。水道事業の水量、料金、契約水量は、地下水などの既得水利権を優先し、市町村への過大な押し付けは見直す。
- (6) 広域水道事業の黒字分を還元し、水道料金を引き下げる。

[7] 環境をまもり、安心して暮らせる地域・街づくりをすすめる

1. 鉄道・交通関係

- (1) 駅舎をバリアフリー化し、エレベーター等を設置することは障がい者の社会参加に不可欠の課題であり、JR、関東鉄道、T Xなど交通各社に求める。ホームドアの設置を国に要望する。
- (2) T Xの黒字分を利用者に還元する。特に学生定期券をJR並みにするよう鉄道会社に要請する。
- (3) ひたちなか海浜鉄道湊線延伸計画は中止する。
- (4) 精神障がい者も身体・知的障がい者と同等に、JRやT Xなど交通運賃割引制度の適用対象とするよう国に求める。県としてJRやT Xに申し入れる。

(5) 市町村が独自に運行しているコミュニティバスやデマンド型タクシー、乗り合いタクシー等に助成する。高齢者等の移動手段として充実を求める要望は強く、県は行政区を越えてコミュニティバス等が相互に乗り入れ運行できるよう市町村支援と協議会立ち上げ等役割を果たす。

2. 道路整備

(1) 道路維持予算を抜本的に引き上げる

- ① 道路の改修、除草、信号機の設置など、安全な道路づくりをすすめる。
- ② 県道の誘導線（センターライン、停止線等）、市道の横断歩道の白線等が薄くなり、消えている部分もある。十分な予算をとり対策を講じる。
- ③ 県道の草刈り、樹木の剪定の回数を年1回から2回、3回へと増やす。

(2) 通学路の安全対策

通学路を緊急に、優先して整備する。歩道の整備、信号機の設置など児童が安心して通行できるようにする。

(3) 信号機設置などの交通安全対策

信号機設置予算を増額し、危険箇所への信号機増設と改良を図る。

3. 河川整備

(1) 那珂川水系河川改修において、県内の堤防整備率59.6%（平成26年度末）を向上し、治水の安全対策を早急にはかるために、無堤部の築堤計画を明らかにするとともに、整備を促進すること。また、那珂川全体の堤防整備率及び栃木県内の堤防整備率を示す。

(2) 筑西市の下川島地区「そば処まるじゅう」付近や船玉地区の堤防を整備する。

(3) 利根川、小貝川の排水樋管の中でも、取手市東部地域の雨水排水のほとんどが集中する長町排水樋管に機場設置が必要である。早期設置を国に求める。

(4) 相野谷川・北浦川の早期回収を図ること。

(5) ひたちなか市の中丸川（勝倉・三反田）の水位が上昇し、道路に溢れ出した。下流部分の川幅は広がったが、上流は工事中であり、早急に工事を実施する。

(6) 小貝川の早期河川改修。小貝川について危険・重要度Aランクの早期改修を図る。

(7) 台風等で大雨が降ると恋瀬川流域の家屋が慢性的に浸水の危険にさらされる。改修完了は平成70年であり、あまりに長すぎる。水害対策予算を増額し、早期に改修工事を完了させる。

4. 環境問題

(1) ゴミ焼却施設の「広域化」

- ① 3市1町（石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町）の広域化で霞台厚生施設組合が計画している大型ごみ焼却施設建設は、ごみの減量化に反し、関係住民の合意なしに強行しようとするもので、中止するよう指導する。

- ② 2015年6月24日の復興推進会議で決定された震災復興特別交付税の措置について、震災復興特別交付税は本来の趣旨で有効に活用すべきであり、震災復興とは無関係な

霞台厚生施設組合による大型ごみ焼却施設建設には措置しない。

(2) エコフロンティアかさまの安全運用

①不十分な情報の開示を改め、搬入されたゴミ、廃棄物の放射線量などの総量を含む、情報開示を行うこと。住民団体の情報開示要請に誠実に応える。

②「エコフロンティアかさま」の堰堤が、豪雨などによって崩壊する事がないよう安全対策をしっかりと行い、住民にも納得がいく説明を行う。

(3) 温室効果ガス削減に逆行する石炭火力発電所の新增設計画は中止する。

(4) 再生可能エネルギー

①「原発ゼロ」に踏み出したドイツでは、再生可能エネルギーが2015年に発電量の30%に達した。太陽光、風力など再生可能エネルギーの普及目標を持ち、先進的な役割を果たす。

「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」が10月より施行となつたが、事業者に対し周知徹底する。

②蓄電池導入への補助も含めて、住宅用太陽光発電への補助を復活する。

(5) 那珂川水系で特定外来生物カワヒバリガイが初確認されたが、侵入経路や生息分布、増殖状況を把握するとともに、防除対策を徹底する。

5. まちづくり

(1) 取手市台宿の雇用促進住宅を公共住宅として存続させる。

(2) 古河市内に公式試合やスポーツ練習ができる県立運動場の建設を急ぐ。

(3) 取手競輪場は、赤字が懸念されることから廃止にするとともに、県民の意見を聞く機会を設け、新たな県有施設として活用をはかる。競輪場内駐車場道路の街灯を増設する。

(4) 「茨城県土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例」は、周辺住民の意見を充分反映できるものに改定する。特に県の許可面積を他県並みに引き下げるとき同時に、他県からの搬入は行わないようとする。

(5) 大洗港に隣接する「つり公園」を整備し、再開を進める。

(6) 石岡市総社2丁目の急傾斜地崩壊事故対策について、付近の人家が1軒増え5軒になつたため、県の急傾斜地崩壊危険区域指定基準等を適用して本格的な工事を行い、地域住民の安全を確保する。

(7) 日立市で発生した水害被害は床上1メートルが2件あったが、認定は「一部損壊」である。水害の被害認定は、平成16年度内閣府通知において、「畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、浴槽などの水回りの衛生施設または全壊に該当することになるものと考えられる」とあり、再調査を実施する。

(8) つくば市竹園地区等、学園地域の再開発については、地域住民との合意形成を図る。

(9) 地下水利用

東日本大震災の経験から水道事業における地下水の役割が一層重要になっている。地下水利用の規制を緩和し、有効利用ができるようにする。

(10) 東日本入国管理センターについて、情報を各市町村に早急に伝達する。

[8] すべての子どもたちにゆきとどいた教育を保障する

(1) 少人数学級

ただちに 35 人学級を全学年に拡大し、小中高校の 30 人学級に踏み出す。国に対して 30 人以下学級の速やかな実現を求める。

(2) 学校統廃合

学校の統廃合は行わない。学校統廃合にあたって、文部科学省の「手引き」を機械的に適用することなく、保護者や住民の意向を十分尊重し、住民合意を基本とする。

(3) つくば市筑波地区は 2 中学校・7 小学校の学校統廃合による「施設一体型小中一貫校」

が建設されている。スクールバスは希望者全員が無料で乗車できるようにするとともに、添乗員を乗車させる。通学路の安全を確保する。統合後のグランドは必要面積を確保する。

廃校後の学校施設は、地域住民との合意で利活用を図る。

(4) スクールバス

茨城町の父母負担は月 3000 円（第 2 子は半額）である。国の「5 割補助」は 22% と少ない。県の 500 万円補助も、該当は 2 自治体（大子町、石岡市）であり、増やす。

(5) 小中一貫教育について検証するとともに、大規模な施設一体型小中一貫校はつくらない。

(6) 夜間定時制高校、フレックススクールの教育条件を充実させる。

(7) 就学援助

①県独自に「子どもの貧困」の実態調査を行い、削減目標を設定する。

②国に対し、準要保護世帯への国庫補助金を復活・拡充するよう求める。

③本県の義務教育の子どもの給食費・学用品代・修学旅行費などを援助する就学援助利用者の割合は、小中学生 7.1%（2014 年度 全国 14.1%）で 6 人に 1 人が利用している。支給額を実態にあった水準に引き上げるよう国に求めるとともに、県独自制度をつくり拡充する。

④ひとり親世帯が受給する手当を抜本的に増額するとともに、ひとり親世帯の 6 割を占める第 1 子のみの世帯にも支援を拡充する。

⑤第 2 子以降も一律 1 万円の引き上げを行い、年 3 回の分割支給を毎月に変えるとともに 20 才未満まで支給を延長する。

⑥入学準備金は、現在の 7 月支給から遅くとも入学前の 2~3 月までに前倒して支給できるよう県予算措置を含め市町村に対して支援する。

(8) 私学助成の拡充

①私立幼稚園において、新制度による施設給付型に移行せず、従来の枠組みに残ることで不利益にならないよう、私学助成予算を確保する。

②私立学校の学費負担軽減のため、就学支援金制度を拡充するとともに、学校への経常費助成を増額する。

③就学支援金に係わる事務作業の軽減

所得証明書は、新入学者は4月と7月の2度、在籍者は毎年7月に出される。8割以上の生徒の所得証明を審査する。通信制と併せると事務作業は膨大である。就学支援金に係わる事務作業の軽減を図る。

④朝鮮初中高級学校への補助金凍結をやめ支給継続する。

(9) スクールカウンセラー事業の拡充

本県では、国補助を活用したカウンセラー配置に加え、東日本大震災の被災県として国の全額委託による緊急派遣事業が実施され、県内すべての公立小・中・高校に配置又は派遣されている。緊急派遣事業を来年度も継続する、又は国補助事業を大幅に拡充し、配置校数及び配置回数を増やすこと。とりわけ、公立小・中学校には全校配置し、さらにスクールソーシャルワーカー事業を拡充し、学校現場での子どもの貧困対策として位置づける。

(10) 長期入院する児童生徒への学習支援

友部東特別支援学校を中心に行われている県内5医療機関への訪問教育を拡充する。義務教育でない高校生への学習支援を制度化するとともに、特別支援学校に転校しなくても支援が受けられるよう対応する。

(11) 特別支援学校

県内特別支援学校（23校）の教室不足は147室に達している。これらの学校では、特別教室等を普通教室に転用するだけでは足りず、少なくない学校で「圧縮学級」（教室不足のために本来3学級のところを2学級で運営）を実施せざるを得ない状況である。

①普通教室不足を解消するとともに、つくば特別支援学校の分離・新設を急ぐ。

②スクールバスの増車を図り、長時間・遠距離通学を一刻も早く解消する。介助員の複数配置コースを増やす。

③通学区域の変更にあたっては、一人ひとりの子どもの状況に配慮すること。

④特別支援学校の設置基準を定めるよう国に求める。

(12) インクルーシブ教育のための合意形成と条件整備を図る。

(13) 特別支援学級支援員を増員するための財政支援を行う。

(14) 教員の正職員化

本県は、「教員採用時期と、学年初めのクラス数確定時期が違うため」と、小中高校で約1割、特別支援学校で2割が臨時教員である。現場からは、「仕事内容が同じなのに」との声も出ている。教員採用は正規にするとともに、臨時教員の待遇改善を図る。

(15) 教職員の「超多忙化」を解決する。部活動の休息日を徹底し、部活動の過熱化をおさえるルールを確立するとともに、超過勤務の回復措置を制度化する。不要不急の報告書類や業務を整理し、授業準備と子どもにむきあう時間を中心におけるようにする。教育公務員給与特例法を改正し、超過勤務手当の制度創設を国に求める。

(16) 納付型奨学金制度

貸与型奨学金は無利子とする。給付型奨学金制度の創設を国に求めるとともに、県としても創設する。

(17) 小中学校施設の耐震補強への県独自補助を創設する。国に対し助成の拡充を求める。

(18) 笠間市にある「茨城県教育研修センター」の講堂や会議室などを市民に利用できるようになる。笠間市中央公民館が来年9月末まで改修工事に入っており、各種の集会、会合を行う会場の確保が難しくなっている。地元に立地する施設として、可能な範囲で市民が利用できるようにする。

[9] 地方自治を守り、県民本位の財政を確立する

- (1) 福祉・教育施設など県民生活に密着し、行政が直接責任を負う事業は、民間委託等ではなく、公的責任で拡充を図る。県施設への指定管理者制度導入にあたっては、これまでの実績を重視し、運営への住民参加や情報公開、個人情報保護などを条例に盛り込む。
- (2) 福祉・医療・教育など住民サービス分野の職員の増員を図る。当面、条例定数どおりの県職員を配置し、県職員の給与削減はやめる。退職者の再雇用については、定数に含めない。
- (3) 障がい者の参政権を保障する。在宅投票制度の対象拡大や手続きの簡素化などいっそうの改善を図る。点字広報や点字記載の投票用紙を配付すること。投票所のバリアフリーをすすめ、政見放送に字幕をつけるよう国に求める。永住外国人の地方参政権を保障する。
- (4) 地方労働委員会の労働者委員の選任にあたっては、県内労働界の実情に則して公正・民主的に行う。
- (5) 警察行政は市民生活の安全を守る機関として民主的に改革する。自白強要やえん罪防止のために捜査全体の可視化をすすめる。県議会が警察予算と警察行政全般を監視、点検できるよう改める。
- (6) 都道府県を廃止し、住民の命と安全を守る国と地方の役割を放棄するに等しい道州制導入に反対する。
- (7) 地方自治体が「住民福祉の増進を図る」ために必要な財源保障を強く国に求める。地方の財源確保の手段としての消費税増税は反対する。
- (8) 課税強化による税収確保はやめ、地域経済の振興、消費購買力の向上などによる税収増を基本とする。「茨城租税債権管理機構」による徴税強化は改め、滞納者の生活実態を十分に把握し、きめ細かい納税相談に応じる。
- (9) 進出企業にたいする優遇税制、補助金はやめ、地元中小企業を支援する。
- (10) 土地開発公社、開発公社は廃止する。公社の破たん処理は、国、金融機関にも負担を求め、県民負担を最小限にする。保有土地対策の予算計上はやめる。破たんの原因と責任を明確にし、開発行政を転換する。
- (11) 茨城テレビ放送をつくり、より県民に県内情報を伝えるよう民間放送局を援助する。

[10] 県政に憲法を生かし、平和と民主主義をまもる

(1) 自衛官募集事務

①県及び自治体で行っている自衛隊法97条及び自衛隊施行令120条による「自衛官募集事務」について、条例・施行令からこの条文を削除することを国に求めるとともに、県としては事務を行わない。

②自衛隊茨城地方協力本部が18歳男女の「適齢者名簿」の提出を求めていることに対し、個人情報保護の観点からも提出は行わない。

③自衛隊の各種イベント、ショッピングモールを使った「制服試着体験会」などは行わないよう国に求める。

(2) 航空自衛隊・百里基地

①ファンタムになり、周辺住民は騒音に毎日苦しんでいる。夜間・早朝訓練の実施状況

(8:15~17:00の飛行訓練とそれ以外での訓練の飛行回数)を明らかにするよう国に求めるとともに、訓練を中止するよう働きかける。

②再編整備で騒音が増大している。騒音調査箇所の増設や、基地の運用実態に即した騒音調査とその公表を行うよう国に働きかける。

③航空機による飛行場AGG(模擬空対地射爆撃訓練)が頻繁に行われるようになった。

百里基地所属機の配備状況、外来機などの飛行方法や運行時間等について国に説明を求める。自衛隊側と茨城空港側の滑走路の使用状況を個別に報告するよう国に求める。

(3) オスプレイについて

百里基地での観閲式にオスプレイが飛来したが、日時もわからず住民は不安を抱いた。防衛省は2019年度から陸上自衛隊にオスプレイ17機を順次配備する計画であり、県内でパイロットの養成、飛行訓練、飛来計画はあるのか説明を求めるとともに配備・飛行の中止を強く要請する。

(4) C130の飛来について

米軍はC130輸送機が、西は南アルプス周辺、東は茨城県上空、南は伊豆半島、北は群馬、栃木県上空までの広い範囲を低高度(地上から約150~1500メートル)の編隊による有視界飛行訓練の空域としている。飛行区域、飛行予定を県へ情報提供するとともに、危険な低空飛行はやめるよう求める。

(5) 憲法の平和・人権・民主主義の原則を県政の各分野に生かす。憲法第9条と「非核平和茨城県宣言」の立場から、非核・平和に関する施策を積極的にすすめる。そのための担当課を設ける。核兵器廃絶をめざす県民の自主的なとりくみを支援する。

(6) 戦争法の早期廃止を国に求める。南スーダンへの自衛隊派兵はただちに中止することを国に求める。

(7) 2016年3月、全市町村が非核都市宣言をした。広島・長崎の平和式典に県内の小中高生を平和大使として派遣する。派遣自治体へ県補助を実施する。

以上